

子ども食堂等に対する政府備蓄米の無償交付について

農林水産省では、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、子ども食堂等における児童等への食事提供の役割が再認識されたことに伴い、新たに、子ども食堂等に対しても、政府備蓄米を無償交付します。

1. 概要

農林水産省では、児童・生徒等に「米の備蓄制度」、「ごはん食の重要性」を理解していただくために、学校給食等に使用する米の一部に対し政府備蓄米を無償で交付しています。（米粉パン等用も含まれます。）

この度、新型コロナウイルスの感染拡大により、多くの学校で休校措置がとられ、学校給食が休止する中、子ども食堂等における児童等への食事提供の役割が再認識されたことを踏まえ、子ども食堂等に対しても、食育の一環として、政府備蓄米を無償交付できるように要領を一部改正（注）いたしました。

（注）「学校給食用等政府備蓄米交付要領」（平成21年5月20日付け21総食第47号総合食料局長通知）について、政府備蓄米の無償交付の対象者に、これまでの学校等に加え、子ども食堂等を追加する等の改正。

2. 交付申請関係

政府備蓄米の交付については、対象や申請先、要領等を農林水産省ホームページに掲載していますので、交付を希望される団体等は、以下のリンク先のページから交付要件等をご確認頂き、申請をお願いいたします。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html>

【お問合せ先】

政策統括官付穀物課米麦流通加工対策室消費流通第1班

担当者：高嶋、落合

代表：03-3502-8111（内線4239）

ダイヤルイン：03-3502-7950

FAX：03-6744-2523

こどもの食事提供に 政府備蓄米(無償交付)を 利用してみませんか!!

無償交付の対象は こちらの4つです

新しい取り
組みです!

こども食堂等用

幼児、児童、生徒を対象に、食育の一環としてごはん食の推進を目的に、こども食堂やフードバンクのごはん食の提供材料として交付します。

給食用

米飯給食(米粉パン等を使用した給食も含む)の実施回数を前年度よりも増加する場合に、増加する実施回数分を交付します。

学習教材用

米飯に対する理解の増進を図ることを目的に、調理実習や野外活動など、各学校等の学習教材用として交付します。

試食会用

米飯給食を推進することを目的に、幼児・児童・生徒、保護者、教職員、給食調理員などの方を対象とする試食会用として交付します。



農林水産省では、児童・生徒・幼児に対し「米の備蓄制度」をはじめ「ごはん食の重要性」を理解していただくために、学校給食等に使用する米の一部に対し政府備蓄米(玄米)を無償で交付しています。



政府備蓄米ってなあに?

平成5年に米の大凶作が起き、お米を求める消費者の方々が困らないように、米の緊急輸入などにより対応しました。政府はこういった事態に備え、平成7年から米の備蓄制度を整えました。政府備蓄米は、温度15度以下、湿度60~65%の倉庫の中で鮮度を保った状態で備蓄されているお米です。



子ども食堂等に対する政府備蓄米の無償交付

背景・目的

- 今般の新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、**全国の学校が休校を余儀なくされる中、子ども食堂等における食事の提供が学校給食の補完機能を果たす**など、あらためてその役割が再認識されています。
- 従前より**政府備蓄米を活用して**学校給食におけるごはん食の推進を支援してきた無償交付制度の枠組みの下、**子ども食堂等においても食育の一環としてごはん食の推進を支援します。**

事業内容

- **子ども食堂やフードバンクが子どもにも提供する材料として政府備蓄米を無償で交付。**
- 子ども食堂やフードバンクごとに**60Kg（玄米）を上限に無償で交付。**（前年度より使用量増加が見込まれる場合。）

申請方法

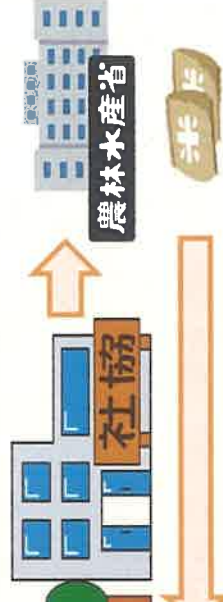
- 交付申請は、市区町村社会福祉協議会が**子ども食堂、フードバンク**からの要望を取りまとめ、農林水産省に申請。



【受益者】



【交付申請者】



子ども食堂等の皆様へ

本事業の内容については、以下の担当まで直接お問い合わせください。
【お問い合わせ先】 政策統括官付穀物課消費流通第1班
(ダイヤルイン：03-3502-7950)